

保険料の免除制度のお知らせ

経済的な理由で、国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除または猶予となる「保険料免除制度」「納付猶予制度」や「学生納付特例制度」があります。

令和2年度の免除・猶予・特例期間

申請免除制度

(全額・一部)

免除の期間

令和2年7月から
令和3年6月まで

申請者本人、申請者の配偶者、世帯主の3人全員が、前年所得などの定められた基準に該当することが要件となります。

納付猶予制度

(50歳未満の方のみ)

猶予の期間

令和2年7月から
令和3年6月まで

50歳未満の方は、同居している世帯主の所得にかかわらず、本人と配偶者の所得に応じて、納付が猶予されます。

学生納付特例制度

(学生の方のみ)

特例の期間

令和2年4月から
令和3年3月まで

申請により、在学中の保険料の納付が猶予されます。本人の前年所得が118万円以下の学生が対象です。

過去2年間に保険料の未納期間はありませんか？

- 申請時点の2年1カ月前の月分まで免除申請することができます。
- 免除期間の保険料は、10年以内であれば、後から納めること(追納)ができます。ただし、令和2年度中に追納する場合、平成29年度以前の保険料には加算金がつきます。



免除・猶予等と未納の違い

	納付	法定免除 ^{※1} 申請免除(全額・一部 ^{※2})	納付猶予 学生納付特例	未納
老齢基礎年金を受け取るための資格期間	含まれます	含まれます	含まれます	含まれません
老齢基礎年金額	含まれます	一部含まれます	含まれません	含まれません
障害・遺族基礎年金を受け取るための資格期間	含まれます	含まれます	含まれます	含まれません

※1 法定免除とは、障害基礎年金または被用者年金の障害年金(1・2級)を受けている方や生活保護法による生活扶助を受けている方などが、届け出ることにより保険料の全額が免除されるものです。

※2 申請免除(一部)は、免除とならない部分の保険料を納付することが必要です。

☎日本年金機構新潟西年金事務所(国民年金課)

☎025-225-3008(自動音声案内「2」を2回選択)

市民生活課保険年金係 ☎63-5112 または、各支所・行政サービスセンター市民生活係

社会を明るくする運動にご協力ください

社会を明るくする運動は、すべての国民が犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築こうとする全国的な運動です。

街頭宣伝(非接触型)広報活動や小・中学生による社会を明るくする運動作文コンテストを実施する予定です。

皆さまのご支援とご協力をお願いします。

☎佐渡地区保護司会 ☎57-4567